

## 相続法改正のポイント

梅田総合法律事務所 弁護士 梁 沙織  
弁護士 望月 康平

### ▶ POINT

- ① 相続法(相続に関する民法等の規定)が約40年ぶりに大幅に改正されます。
- ② 改正点は、①配偶者の居住権を保護する制度の創設、②遺産分割等に関する見直し、③遺言制度の見直し、④遺留分制度の見直し、⑤相続の効力に関する見直し、⑥相続人以外の者による特別寄与料制度の創設等、多岐にわたります。
- ③ 改正法の施行日は原則として2019年7月1日ですが、例外もありますので、改正法の適用関係には注意が必要です。

### 1 改正法の概要

高齢化社会を含めた社会情勢の変化への対応等のため、2018年7月6日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が成立し、約40年ぶりに相続法が大幅に改正されます。

今回の相続法改正は、次表のとおり、多岐にわたっています。

改正項目	改正内容	条文	施行日
① 配偶者の居住権の保護	配偶者短期居住権の新設	新民法 1037～1041 条	2020 年 4 月 1 日
	配偶者居住権の新設	新民法 1028～1036 条	2020 年 4 月 1 日
② 遺産分割等に関する見直し	配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定(婚姻期間20年以上)	新民法 903 条 4 号	2019 年 7 月 1 日
	遺産分割前の払戻し制度(相続された預貯金を葬儀費用等の支払いのために仮払いできる制度)の創設等	新民法 909 条の 2	2019 年 7 月 1 日
	遺産分割前に遺産を処分した場合の遺	新民法 906 条の 2	2019 年 7 月 1 日

	産の範囲の不公平を是正		
③ 遺言制度の見直し	自筆証書遺言の方式緩和（PCによる財産目録作成、不動産登記簿謄本や預金通帳のコピーの添付等）	新民法 968 条	2019 年 1 月 13 日
	法務局での自筆証書遺言の保管制度の創設	遺言書保管法	2020 年 7 月 10 日
	遺言執行者の権限の明確化	新民法 1007 条、1012～1016 条	2019 年 7 月 1 日
④ 遺留分制度の見直し	遺留分減殺請求権の金銭債権化等	新民法 1042～1049 条	2019 年 7 月 1 日
⑤ 相続の効力に関する見直し	相続させる旨の遺言等による財産の承継につき対抗要件主義に変更	新民法 899 条の 2	2019 年 7 月 1 日
⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮	相続人以外の被相続人の親族（長男の妻等）が、特別の寄与（被相続人の療養看護等）を行った場合に、相続人に対して金銭請求をすることができる制度を創設	新民法 1050 条 新家事事件手続法 216 条の 2～同 5	2019 年 7 月 1 日

本稿では、主に、上記①の配偶者の居住権の保護、上記②の遺産分割等に関する見直し、上記③のうち自筆証書遺言制度の見直しについて、ポイントを解説します。

## 2 配偶者の居住権の保護

### <ケース>

私（80歳）は、これまで夫（80歳）と2人暮らしで、約30年前から夫名義の自宅（2000万円）に住んできたのですが、先日、夫が亡くなりました。夫の財産は自宅の他は預貯金2000万円だけです。1人息子（60歳）は自宅を売って遺産分割しようと言っていますが、私は長年住んだ自宅を離れたくありません。

改正前の相続法では、このようなケースでは、配偶者（私）と被相続人（夫）との間で居住建物につき使用貸借契約（無償で居住できる約束）が成立していたと推認する、という判例法理<sup>1</sup>により、配偶者（私）の保護が図られていました。しかし、この判例法理では、被相続人（夫）の反対の意思が認められる場合（被相続人（夫）が第三者に居住建物を遺贈した場合や、被相続人（夫）が配偶者（私）の居住を認めない旨の意思表示をしていた場合等）には、配偶者（私）と被相続人（夫）の間に無償で居住できる約束があったとの推認が覆され、配偶者（私）の保護に欠ける等の指摘がありました。

そこで、改正相続法では、「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の2つの権利が創設されました。

#### (1) 配偶者短期居住権

「配偶者短期居住権」とは、配偶者（私）が相続開始時に被相続人（夫）所有の建物に無償で住んでいた場合には、当然に、次の期間、当該建物の居住部分を無償で使用する権利を取得する、というものです。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし最低6か月間は保障）

<sup>1</sup> 最判平成8年12月17日民集第50巻10号2778頁

② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には、居住建物の所有権取得者から消滅請求<sup>2</sup>を受けてから6か月

配偶者短期居住権の創設により、配偶者(私)は、相続開始から最低6ヶ月間は居住部分に住み続けることができます。なお、配偶者短期居住権の譲渡はできず、配偶者が死亡すると消滅します。

## (2) 配偶者居住権

配偶者の居住権を長期的に保護するための方策として、「配偶者居住権」制度も創設されました。

上記のケースの場合、「私」と「息子」の法定相続分は1:1(私2000万円、息子2000万円)ですので、法定相続分どおりに遺産分割しようとした場合、「私」が自宅(2000万円)を取得すると、預金(2000万円)はすべて息子が取得することになります。結局、「私」は生活費のことを考えると、自宅を手放さざるを得なくなります。

今回の改正により、遺言や遺産分割によって、相続開始時に被相続人(夫)の持ち家に住んでいた配偶者(私)に対して、「配偶者居住権」(終身又は一定期間、その家を無償で使用できる権利)を取得させることができるようになりました。

遺産分割にあたり、配偶者居住権の価値評価については、所有権よりかなり低額となる考え方が示されていますので、改正後は、例えば、居住建物の所有権を「息子」に取得させ、「私」は「配偶者居住権」を取得しつつ、生活費となる預貯金等も取得する、というように、配偶者の居住権を保護しつつ他の財産も取得させることができるようになります。

## 3 遺産分割に関する見直し

### (1) 配偶者保護のための方策

現行法では、被相続人から特別受益(遺贈や生前贈与等)を得た相続人は、遺産分割時にこれを持ち戻すことが原則となっています(遺産を先に相続したものとして計算されます)。上記のケースで言えば、被相続人(夫)が生前に、自宅(2000万円)を配偶者(私)に贈与していた場合、これを遺産に持ち戻して計算すると、配偶者(私)は建物(2000万円)を既に取得しているので、預貯金(2000万円)の取り分はゼロになります。

改正法では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産が遺贈・贈与された場合に、現行の民法での原則と例外を逆転させ、原則として遺産に持ち戻す必要はないものとされました。

### (2) 預貯金の仮払い制度の創設等

現行法では、判例法理<sup>3</sup>により、複数の相続人が共同相続した預貯金は遺産分割の対象になるとされており、遺産分割が終了するまでの間、共同相続人単独での預貯金の払戻しは、共同相続人全員の同意がない限り認められません。このため、葬儀費用や生活費の支払等のためであっても、預貯金の払戻しが困難なケースがありました。

改正法では、預貯金の遺産分割前の仮払いを認める制度として、①裁判所の判断を経ずに共同相続人単独での払戻しを認める方法が創設されるとともに、②家庭裁判所の保全処分手続(仮分割の仮処分)の要件が緩和されました。

<sup>2</sup> 居住建物の所有権の取得者は、いつでも配偶者短期居住権の消滅請求ができます(改正法1037条3項)

<sup>3</sup> 最判平成28年12月19日民集第70巻8号2121頁

①の制度は、上限金額がありますが(「相続開始時の預貯金債権の額×3分の1×仮払いを求める相続人の法定相続分」又は「金融期間ごとに150万円」の小さい方)、家庭裁判所での手続は不要です。②の制度は、家庭裁判所で仮払いの必要性等が認められれば、上限なく払戻しができます。

#### (3) 遺産分割前に処分された財産の扱い

現行法では、相続開始後、遺産分割前に遺産が処分された場合(例えば預金の使い込み)、当該財産は遺産分割の対象にはならないとされています(現に残っている遺産のみを分割するということです)。このため、遺産分割協議では、遺産の処分(預金の使い込み等)の問題を解決できず、相続人としては、遺産の処分者に対して民事訴訟(不法行為や不当利得等)により請求せざるを得ませんが、負担が大きく、不公平であるとの指摘がありました。

このような不公平を是正するため、改正法では、遺産分割前に処分された財産につき、処分をした相続人本人を除く共同相続人全員の同意があれば、遺産分割の対象とすることができます。

## 4 遺言制度に関する見直し

### (1) 自筆証書遺言の方式緩和

相続法改正前において、自筆証書遺言は全文自書する必要がありました。

しかし、今回の改正により、自書によらない財産目録を添付できるようになりました。本文は自書が必要ですが、パソコンで作成した財産目録のほか、登記事項証明書や預金通帳のコピーを添付することができます(ただし、各ページすべてに署名・押印が必要です)。

### (2) 自筆証書遺言の保管制度の創設

相続法改正により、自筆証書遺言の原本を法務局で保管する制度が創設されました。

この保管制度を利用すると、遺言書の紛失や破棄のおそれがなく、また、保管申請の際に法務局が方式不備のチェックをするため(日付の誤りや署名・押印漏れが無い等)、自筆証書遺言の有効性に関するリスクの低減が期待されています。

遺言者の相続が開始すると、相続人等は、法務局に対して遺言書の閲覧等を請求できます。なお、保管制度を利用した場合、自筆証書遺言の場合に必要な家庭裁判所での検認の手続も不要とされています。

## 5 おわりに

以上の他にも、遺留分制度の見直し(遺留分減殺請求権の金銭債権化等)、相続の効力に関する見直し(「相続させる旨の遺言」による財産の承継につき対抗要件主義に変更)、相続人以外の者の貢献を考慮した見直し(相続人以外の被相続人の親族が特別の寄与を行った場合に相続人に対して金銭請求をすることができる制度を創設)等、今回の相続法の改正は多岐にわたっており、実務に与える影響は大きいと予想されます。

各改正の施行日・適用関係も確認の上、今後、改正相続法の実務の運用にも注目していく  
必要があります。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有  
いただいて差し支えありません。電話またはメール([newsletter@umedasogo-law.jp](mailto:newsletter@umedasogo-law.jp))でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

少し前に「コンビニでポイントカードをお持ちですかと毎回聞かれる。ポイントカードを作った方が得なのはわかってい  
るが、今更作るのはいらない…」という漫才のネタがありました。最近では、〇〇ペイを運営する各社がキャンペーンを競  
い、キャッシュレス決済のシェア獲得を目指しています。

一方、個人情報に関する規制の分野では、プラットフォームと呼ばれる巨大 IT 企業による個人情報の取得等につ  
いて、経済的価値を有する個人情報の取引と捉え、不公正な条件であれば独占禁止法で規制可能だという考え方が  
登場しています。

情報それ自体が経済的価値をもつ時代が到来しています。情報の「利用」と「管理」の両立が大切です。

(弁護士 沢田篤志)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>